

第1章 はじめに

1.計画策定の背景・目的

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした中、医療施設、福祉施設、商業施設等や居住がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通や徒歩により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくことが重要です。

このような背景を踏まえ、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むための計画である立地適正化計画を市町村が策定することが可能となりました。

鹿屋市（以下「本市」といいます。）においても、今後の人口減少や高齢化社会の進行が予測されており、このままの状態では市街地の拡大が進行すると市街地における人口密度が低下し、「生活の利便性の低下」や「管理の行き届かない空き家の増加」などにより、まちの魅力が低下し、更に人口減少が進む可能性があります。

このような状況を踏まえ、人口減少下においても持続的に発展できる都市づくりに向け、平成28年7月に鹿屋市都市計画マスタープラン、平成31年3月に第2次鹿屋市総合計画を改定し、商業・医療など高次元の都市機能を有する「中心拠点」と、各地域の生活を支える「地域拠点」を形成し、それぞれを道路・公共交通で有機的に連携していく「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の都市づくりの実現を目指しています。

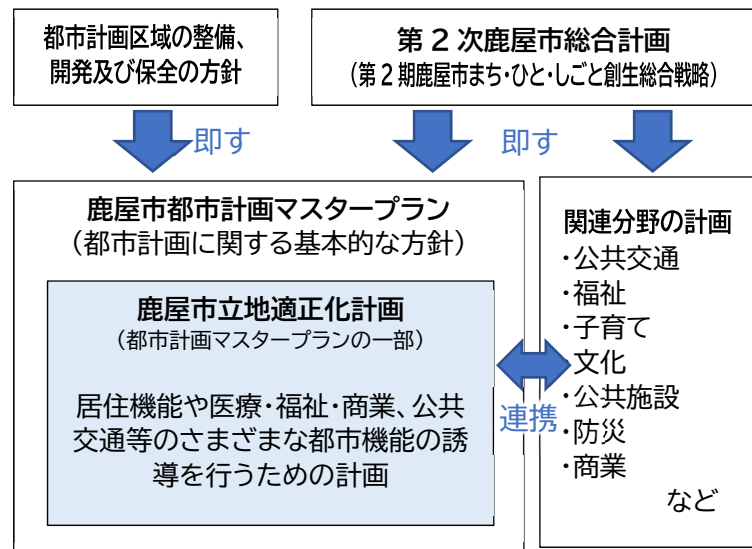
この方針を実現するための実行戦略として、都市計画マスタープランの一部となる「鹿屋市立地適正化計画」を策定し、日常生活に必要な商業・医療・福祉施設などの機能や私たちが暮らす地域が便利で快適になるよう、機能を誘導する区域を定め、便利で暮らしやすい拠点形成を図ります。

2.計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は都市再生特別措置法第 82 条により都市計画マスタープランの一部とみなされることから、本市都市計画の基本方針の一部として位置付けられます。

また、第 2 次鹿屋市総合計画、鹿児島県が広域的な見地から定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの上位計画に即し、本市の都市づくりに関わる各種の関連計画と連携して定めます。



図：計画の位置付け

(2) 計画の対象範囲

本市は、非線引き都市計画区域である鹿屋都市計画区域、吾平都市計画区域、串良都市計画区域と、都市計画区域外が併存しています。

立地適正化計画は、都市計画区域内の区域について定めることができる制度となっており、都市再生特別措置法に基づく区域等については都市計画区域を対象として定めます。

しかし、本市では多極ネットワーク型コンパクトシティ形成の観点から市全域を見渡した都市機能や居住の誘導を行っていくことが重要です。

このことから、計画の対象区域を市域全域として方針等を定めます。



図：計画の対象範囲

(3) 計画の期間

本計画は、概ね 20 年後の都市の姿を展望し、令和 23 年度（2041 年度）を目標年次とします。